

議案第百十三号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則第五項前段中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「同条」を「同項」に、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（説 明）

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料に係る延滞金の割合の特例を改めるため、本案を提出いたします。